

平成22年度予算編成方針

能美市財務規則（平成17年2月1日規則第32号）第7条の規定により、予算編成方針を次のとおり定める。

平成21年10月23日

総務部長

1 基本方針

来年度は、合併移行後10年間の後半初年度にあたり、これまでの懸案事項の総点検及び将来の財政規律を見極め、基本的施策について明確な方向性を明示し、具現化する年度でもあります。

新政権下で、しかも経済環境の先行き不透明感漂う中、従来の手法・思考を再検証し、真の住民福祉向上と持続可能で活力ある地域社会の創造をどのように実現するのかと同時に新たなスキームの中で本格的な行財政改革を実施し、合併効果を実証することが喫緊の行政命題であると思います。

各部局では、予算要求に際しては、費用対効果や行政評価の面、さらには適正な行政サービス水準や受益者負担のあり方について十分に検討されることを望みます。

2 予算編成にあたって

- ・ 経常経費・政策経費とも要求一般財源ベースで、それぞれ前年度予算額（6月補正後）の一般財源額を下回る要求とすること
- ・ 新規事業採択に際しては、総花的に実施するのではなく、後年度財政負担についても十分に検証すること
- ・ 既存事業についても、市民目線に立ち、改めて事業の必要性・有効性・妥当性及び費用対効果も含めた総合的な評価を行い、積極的な見直し・再構築を図ること
- ・ 中長期事業計画のヒアリング結果を踏まえて予算要求すること
- ・ 補正予算は、制度改正、災害関連経費などやむを得ないもの、又は、当初予算編成の中で協議したもの以外を行わない

3 その他

- ・ 新政権下で、国県の各種制度改正や新規財政需要の増加等がないか、常にその動向に注視すること
新規情報は、その都度企画財政課に連絡・報告・相談すること
- ・ 雇用対策・緊急経済対策など迅速な対応を必要とする事業については、平成22年度を待つことなく着実に推進する